資料２－２

施策の取組方針と重点事業

１. 安心して生み育てられる支援体制の充実

親が安心して子どもを生み育てることができるようにするためには、妊娠期・出産期・乳幼児期のそれぞれの発達段階に応じた、健康管理体制の充実が必要です。加えて、子育てにかかる経済的負担の軽減も必要となっています。また、核家族化に伴う世帯規模の縮小により、地域のつながりの希薄化が進んでいるため、子育てに不安感や負担感を抱く保護者に対して、相談や情報提供などの機会の充実に取り組みます。

さらに、ひとり親家庭や障がいのある子どもの成長と自立への支援等、個々に応じた支援体制の確立・きめ細かな支援を実施します。

【分野】

１　妊娠・出産と親子の健康づくり
２　子育ての不安や負担の軽減
３　安全安心な子どもの生活環境の整備

【重点事業】

ア　不妊・不育症に関する相談窓口の開設　新規

２. すべての子どもが必要な保育と幼児教育を受けられる環境づくり

待機児童解消のため、「こども園」の充実を図るとともに、国の新制度における小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等の地域型保育事業などを実施し、保育の受入人数の拡大を目指します。

また、時間外保育、病児・病後児保育、一時預かりなどの充実を図り、多様化するニーズに対応します。

すべての子どもが、親の就労状況の違いにかかわらず、質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられるよう努めます。

【分野】

４　保育需要への対応
５　良好な保育・幼児教育環境の確保

【重点事業】

イ　０～２歳児の受け入れ枠の拡大と保育・教育環境の向上

3. 子どもの権利の保障と青少年の健全育成

子ども条例に定めているとおり、子どもの権利が総合的に保障され、そのことについて、子どもを含めたすべての市民が十分に理解し、児童虐待などの悲惨な事件が起こらない社会の実現を目指します。

子どもの主体性を尊重しながら、子どもが自ら育つ力である「子育ち力」を向上し、周囲の大人や社会がその育ちを支援するよう努めます。

また、ニート・ひきこもりなど、深刻化する青少年問題に対処し、青少年の自立と健やかな成長を促し、その意欲や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指します。

【分野】

6　子どもの権利保障
7　次代を担う青少年の健全育育成

【重点事業】

ウ　居所不明児童の実態把握システムの構築	新規
エ　ソーシャルメディアの適切な利用に向けた取組	新規
オ　放課後児童クラブの充実と居場所づくり事業との一体的運用の推進	
カ　高校生・大学生の社会参加活動促進事業	新規
キ　自立支援体制の充実	新規

4. 地域ぐるみによる子育て社会の創造

子どもは、行政はもとより、家庭、学校、企業、地域それぞれの主体が、それぞれの役割を担いながら、社会全体で育てるべきであると考えます。

中でも、家庭における子育て力の低下が懸念されているため、家庭内でのコミュニケーション機会の増加と、家庭教育力の向上に努めます。

また、企業においては、労働者の健康と生活に配慮するとともに、親が子育ての時間を確保しできるよう、ワーク・ライフ・バランスの理解と充実に取り組みます。

【分野】

8　ワーク・ライフ・バランスの推進
9　家庭教育力の向上
10　地域力を活かした子どもの育成

【重点事業】

ク　（仮）１歳児講座の開催	新規
ケ　親育ち交流カフェの開催	新規